○長野県手数料徴収条例（平成12年3月23日条例第2号）抜粋

（別表第１）（第２条関係）

72　都市計画法（以下この項において「法」という。）に関する事務

区分			単位	金額
（１）　法第29条第１項又は第２項の規定による開発行為の許可の申請に対する審査	ア　主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的（以下この項において「居住目的」という。）で行うもの	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合	１件	9,000円
		開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	〃	23,000円
		開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	〃	45,000円
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上１ヘクタール未満の場合	〃	90,000円
		開発区域の面積が１ヘクタール以上３ヘクタール未満の場合	〃	140,000円
		開発区域の面積が３ヘクタール以上６ヘクタール未満の場合	〃	180,000円
		開発区域の面積が６ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	〃	230,000円
		開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合	〃	310,000円
	イ　主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的（以下この項において「業務目的」という。）で行うもの	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合	〃	14,000円
		開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	〃	31,000円
		開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	〃	68,000円
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上１ヘクタール未満の場合	〃	130,000円
		開発区域の面積が１ヘクタール以上３ヘクタール未満の場合	〃	210,000円
		開発区域の面積が３ヘクタール以上６ヘクタール未満の場合	〃	280,000円
		開発区域の面積が６ヘクタール以上10ヘクタール	〃	350,000円

		未満の場合		
		開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合	〃	500,000円
	ウ　ア及びイ以外のもの	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合	〃	90,000円
		開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	〃	140,000円
		開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	〃	200,000円
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上１ヘクタール未満の場合	〃	270,000円
		開発区域の面積が１ヘクタール以上３ヘクタール未満の場合	〃	410,000円
		開発区域の面積が３ヘクタール以上６ヘクタール未満の場合	〃	530,000円
		開発区域の面積が６ヘクタール以上10ヘクタール未満の場合	〃	690,000円
		開発区域の面積が10ヘクタール以上の場合	〃	910,000円
（２）　法第35条の２の規定による開発行為の変更許可の申請に対する審査			〃	次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が91万円を超えるときは、91万円とする。 ア　開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ、（１）に定める額に10分の１を乗じて得た額 イ　新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第１項第１号から第４号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、（１）に定める額

			ウ　ア及びイ以外の変更については、１万1,000円
（３）　法第41条第２項ただし書（法第35条の２第４項において準用する場合を含む。）の規定による建築の許可の申請に対する審査		〃	48,000円
（４）　法第42条第１項ただし書の規定による建築等の許可の申請に対する審査		〃	27,000円
（５）　法第43条第１項の規定による建築等の許可の申請に対する審査	敷地面積が0.1ヘクタール未満の場合	〃	7,300円
	敷地面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合	〃	19,000円
	敷地面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合	〃	41,000円
	敷地面積が0.6ヘクタール以上１ヘクタール未満の場合	〃	72,000円
	敷地面積が１ヘクタール以上の場合	〃	100,000円
（６）　法第45条の規定による開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	ア　承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、居住目的で行うものである場合又は主として、業務目的で行うものであって開発区域の面積が１ヘクタール未満の場合	〃	1,800円
	イ　承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、業務目的で行うものであって開発区域の面積が１ヘクタール以上の場合	〃	2,800円
	ウ　承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のものである場合	〃	18,000円
（７）　法第47条第５項の規定による開発登録簿の写しの交付		用紙１枚	510円